

只見町復興推進計画

平成26年1月17日

福島県只見町

1. 計画の区域

只見町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらした。また、その後に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評被害は、本町の基幹産業である農業や観光業に深刻な影響を与えている。観光客の入り込み数も前年比32%減少するなど、本町における被害額は2億円を超え、関連業種への影響や雇用の不安定化が懸念され、地域経済や住民生活に不安が生じている状況である。また、製造業においては震災及び原発事故以降、取引先からの放射線量測定結果の提示要求や取引の手控え等があいまって、製造品出荷額が10%以上減少している。

このような中で、本町の地域特性や地域資源を活用し、福島県の復興に貢献していくとともに、引き続き風評被害の払拭に取り組みながら、本町の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を進めることにより、本町の経済活力再生及び雇用機会の拡大を図る。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本町の経済活力再生及び雇用機会の拡大を図るために、本町の製造業における従業員数の約29%を占める中核的産業である鉄鋼業について、立地企業の工場増設等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本町に立地する株式会社津工場（以下「対象事業者」という。）が、二軒在家地区において、自動車 casting 部品を製造する工場の増設等に必要な資金を貸付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町における鉄鋼業は、町内の製造業における従業員数の約29%を占める中核的な産業である。対象事業者は鉄鋼業において町内唯一の企業であり、今回の増設等に伴う投資の規模も本町の製造業の平均設備投資額を大きく上回る大規模なものである。

したがって、本町の中核的な産業である鉄鋼業の生産能力の増強や高効率化を進めることは、目標に掲げた「本町の地域特性や地域資源を活用し、福島県の復興に貢献していくとともに、引き続き風評被害の払拭に取り組みながら、本町の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を進めることにより、本町の経済活力再生及び雇用機会の拡大を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社東邦銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、本町を代表する鉄鋼業で、自動車部品を主とした製品を生産しており、独自製法による部品重量やコストの低減、高品質及び高規格を実現し、金型製作から製品加工まで一貫した製造ラインにより、製造期間の短縮や多品目への対応が可能となっており、その高い技術力で大手メーカーへの供給等の可能性が高まっている。

また、製造工場の増設等による新規雇用を予定しており、雇用効果は大きく、本町の鉄鋼業に果たす役割も大きい。

本計画の実施により、対象事業者の生産能力が増強されることは、関連する地域産業の活性化と雇用の拡大にも結びつくものであり、これらの効果は、本町における復興の円滑かつ迅速な推進と、地域経済の活力の再生が期待できるものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、只見町、只見町商工会、株式会社東邦銀行、対象事業者を構成員とする只見町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。